

川 監 委 収 第 2 1 号

平成 3 0 年 6 月 2 8 日

請 求 人 様

川越市監査委員 牛 窪 佐千夫

同 石 川 隆 二

同 新 井 喜 一

同 三 上 喜久蔵

川越市職員措置請求の監査結果について（通知）

平成 3 0 年 5 月 1 0 日付けで提出された川越市職員措置請求について、  
監査した結果を地方自治法第 2 4 2 条第 4 項の規定により、次のとおり通  
知する。

#### 第 1 請求の受理

本件請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、これを受理  
した。

#### 第 2 監査の実施

##### 1 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第 2 4 2 条第 6 項の規定に基づき、平成 3 0 年 6 月 1 日、  
請求人に対して陳述の機会を付与したところ、請求人が出席し、証拠  
書類が追加提出された。

(1) 請求の要旨

川越市職員措置請求書及び事実を証する書面（事実証明書等）並びに請求人の陳述に基づき、本件請求の要旨を次のように解した。

市は、川越市提案型協働事業補助金（以下「本件補助金」という。）を活用した川越きものの日事業及び小江戸川越粋な伝統和芸を守り育てる会事業に対し、本件補助金の上限である20万円を支給したが、いずれの事業も応募要項に反する不正応募なので、本件補助金を受けた各団体に返還させることを求めるものである。

(2) 請求の理由

ア 川越きものの日事業については、チラシに初詣参加料の記載がなく、協賛店協賛金及び実行委員会会費に違和感がある。

イ 小江戸川越粋な伝統和芸を守り育てる会事業については、予算額・最終予算額と決算額の差異が異常である。また、開催チラシに本件補助金を受けて実施している旨の記載がない。

ウ 川越きものの日事業及び小江戸川越粋な伝統和芸を守り育てる会事業の予算は、本件補助金の上限である20万円を受けるための数字合わせである。

2 監査対象部局の選定及び関係職員の陳述の聴取等

監査対象部局について、請求の要旨から判断した結果、以下のとおり選定し、関係資料の提出を求めて調査を実施するとともに、平成30年6月1日、関係職員の陳述の聴取を実施した。

(1) 監査対象部局及び聴取した関係職員

ア 監査対象部局  
市民部地域づくり推進課

イ 聴取した関係職員  
地域づくり推進課長、同課副主幹、同課主事

(2) 関係職員の陳述等の要旨

監査対象部局への調査及び監査対象部局から提出された資料並びに関係職員の陳述に基づき、陳述等の要旨を次のように解した。

ア 本件補助金について

本件補助金は、川越市補助金等の交付手続等に関する規則及び川越市提案型協働事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市民と行政との協働によるまちづくりを進めることを目的として、市民活動団体等が地域のさまざまな課題の解決に向けて主体的に取り組む協働事業に対し、財政的に支援するために交付するものである。

平成29年度は、平成29年4月3日から同月28日までの間、本件補助金の申請を募集している。

市民活動団体等からの申請は、川越市提案型協働事業補助金審査基準に基づき、川越市協働事業審査委員会条例に規定されている第三者で構成される川越市協働事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）により、申請書及びプレゼンテーションの発表内容を参考として、本件補助金の目的が効果的に達成されるのか審査を行い、その結果により市は本件補助金の交付を決定している。

イ 川越きもの日事業について

川越きもの日事業は、平成29年4月24日に川越きもの日実行委員会より補助金申請書が提出され、審査委員会の審査を経て市は

同年6月7日に補助金交付決定通知を行っている。その後、同年6月30日に概算払いにより20万円を交付している。

実績報告書については、平成30年2月26日に提出されており、市は事業内容の確認及び事業評価シートの評価を行ったうえで、同年3月8日に補助金額として20万円を確定している。

#### ウ 小江戸川越粋な伝統和芸を守り育てる会事業について

小江戸川越粋な伝統和芸を守り育てる会事業は、平成29年4月25日に小江戸川越粋な伝統和芸を守り育てる会より補助金申請書が提出され、審査委員会の審査を経て市は同年6月7日に補助金交付決定通知を行っている。その後、同年6月30日に概算払いにより20万円を交付している。

実績報告書については、平成30年2月27日に提出されており、市は事業内容の確認及び事業評価シートの評価を行ったうえで、同年3月1日に補助金額として20万円を確定している。

### 第3 監査の結果

本件請求についての監査結果は、以下のとおりである。

ア 川越きもの日事業について、チラシに初詣参加料の記載がないと主張しているが、同事業における「きもので初詣」のチラシに、初詣参加料が明記されていることを確認した。

次に、協賛店協賛金及び実行委員会会費に違和感があると主張しているが、違和感の具体的な内容・理由等が請求書にも事実証明書にも示されておらず、また、陳述からも確認できなかった。

イ 小江戸川越粋な伝統和芸を守り育てる会事業について、予算額・最終予算額と決算額の差異が異常であると主張しており、予算額・

最終予算額と決算額に差異があるが、本件補助金は要綱の規定に基づき補助対象となる経費に対して、20万円を上限としてその経費の2分の1を補助するものであり、本件補助金は要綱どおり交付されていると認められる。

次に、開催チラシに本件補助金を受けて実施している旨の記載がされてないと主張しているが、記載を要することについては要綱等の規定はない。市は、本件補助金の周知を図ることを目的に、各事業実施団体が作成するチラシやポスターに、補助事業である旨の記載を依頼しているものの、必ずしも記載を求めている訳ではないことを確認した。

ウ 川越きものの日事業及び小江戸川越粋な伝統和芸を守り育てる会事業予算は、上限20万円を受けるための数字合わせであると主張しているが、その具体的な根拠が請求書にも事実証明書にも示されておらず、また、陳述からも確認できなかった。

したがって、請求人が主張する不正応募であるとは言えない。

また、川越きものの日事業及び小江戸川越粋な伝統和芸を守り育てる会事業に交付した本件補助金は、要綱に基づき所定の手続きを経て交付していることから、違法・不当に支給しているものとは認められない。

以上のことから、本件措置請求には理由がなく、措置する必要はないと判断する。